

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定等に関し審査するため、駒ヶ根市指定管理者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駒ヶ根市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が選定した候補者等に関し意見を述べること。
- (2) 選定委員会による指定管理者の指定の取消しに関し意見を述べること。
- (3) その他指定管理者の選定等に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を同席させて意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条第3項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第26号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。